



東地申
第06号

「首都圏本部におけるワンマン運転の実施について」 に関する基本申し入れを提出！

1. 後方防護係員がいない中で、安全が担保される根拠を具体的に示すこと。
2. 異常時放送について考え方を具体的に示すこと。
3. 運転士が長時間車両を離れる場合の車内秩序の維持の考え方を具体的に示すこと。
4. 指令・客室間通話機能故障時の取扱いを具体的に示すこと。
5. 車載ホームモニタシステムの地上装置が故障した場合の取扱いを具体的に示すこと。
6. 車載ホームモニタシステムの車上装置が故障した場合の取扱いを具体的に示すこと。
7. ホームドア故障時の取扱いを具体的に示すこと。
8. ホームドアタイムアウト時の取扱いを具体的に示すこと。
9. ホームドア分離モードで発車時、どの様にホームドアを閉扉するのか具体的に示すこと。
10. 異常時において駅社員からの運転再開指示はどのように行うのか具体的に示すこと。
11. 乗降終了表示を運転士にどのように表示するのか具体的に示すこと。
12. ワンマン運転に伴う駅設備の変更点について具体的に示すこと。
13. ワンマン運転におけるパディコムの使用用途を具体的に示すこと。
14. 解明交渉以降、ワンマン運転について、関係自治体、お客さまへ実施した周知方法と内容について具体的に示すこと。
15. 常磐緩行線以外でワンマン運転の計画のある線区を具体的に示すこと。
16. 解明交渉以降、綾瀬運輸区、駅等でのワンマン運転に向けた訓練の進捗状況について具体的に示すこと。
17. 防護無線故障時について、直ちに列車防護係員を手配出来る体制を整えること。
18. 停止位置修正時の取扱いはエンド交換を基本とすること。
19. TIMSの異常時案内機能に繰り返し機能を付けること。
20. 異常時に運転士から指令員に車内放送の依頼があった場合には、指令員が車内放送を実施すること。
21. 解錠ハンドルを扱われた場合、指令員が把握出来る設備を整えること。
22. ワンマン運転開始後の運転時分、停車時分、折り返し時間、乗り継ぎ時間については、運転士が余裕を持って作業出来る時間を確保すること。
23. 2025年3月15日改正常磐緩行線電車列車運行図表の頭書きについては「停車時分は電車標準発車運転時分表に定められたとおりであるが、電車の遅延等の場合は乗降扱いを迅速にし、停車時分の短縮につとめること。」の文章を入れないこと。
24. 災害発生時、お客さまの避難・誘導が滞りなく行える体制を築くこと。
25. お客さまが車内警報ブザーを何号車で扱ったか直ちに把握出来るように、車内警報ブザー付近に号車表記をステッカーで貼ること。
26. 列車無線第2通話使用時は指令・客室間通話機能が使用不可となるため、列車無線第2通話使用時は、全列車の運転士に対して、指令無線で一報すること。
27. 東京総合指令室(輸送指令)の出面を1名増員すること。
28. 異常時において運転士の目視のみによる車掌スイッチでの乗降扱いは行わないこと。
29. 車椅子対応は乗務員に行わせないこと。
30. 車掌用ITV、レピーターは引き続き設置すること。
31. 綾瀬運輸区に勤務する車掌の異動については、本人希望を実現すること。
32. 施策実施後は労使で検証を行い、発生した問題点については別途協議するとともに、速やかに解決すること。

全32項目提出！

組合員・社員と共に働きやすい職場を創り出そう！